



マイナちゃんの マイナンバー ゼミナール

マイナちゃんが
マイナンバー（個人番号）
に関するよくある疑問に
お答えします



そもそもマイナンバー（個人番号）って何？どんなときに使うの？

 マイナンバーは、赤ちゃんからお年寄りまで、日本に住民票がある人全員（外国人も含まれます。）に指定された12桁の番号で、これからの生活において必ず利用するものです。アルバイト・パートや就職、税金の申告、児童手当その他の福祉サービスの手続き、年金給付手続き、預貯金口座の開設などの際にマイナンバーの提供が求められます。

通知カードや、マイナンバーカード（個人番号カード）を紛失したらどうすればいいの？

 役場住民課で「紛失届」の届出をしてください。マイナンバーカードの場合は、マイナンバー総合フリーダイヤル（☎ 0120(0178)27）に連絡して利用の一時停止を依頼してください。また、自宅以外で紛失した場合は、警察署または交番で「遺失届」の届出をしてください。紛失届の際には、「本人確認書類（運転免許証等）」および「遺失届の受理番号の控え」をお持ちください。

通知カードや、マイナンバーカードは、再発行できるの？

 できます。ただし、再交付手数料がかかります。通知カードは1枚500円、マイナンバーカードは1枚800円+電子証明書発行手数料200円です。受け取りまでの期間は再交付申請から、通知カードで約3週間程度、マイナンバーカードは約1カ月程度かかります。

通知カードや、マイナンバーカードをまだ受け取ってないけど、今からもらえますか？

 90日間は役場住民課で保管しますが、その後は廃棄処分します。お早めに役場住民課へ受け取りにお越しください。廃棄処分後は、通知カードは再交付申請（再交付手数料がかかります。）を、マイナンバーカードは交付申請のやり直しをしていただく必要があります。

差出有効期間が過ぎてしまったマイナンバーカード交付申請用封筒は、使えないの？

 使えます。差出有効期間が「平成29年10月4日」となっている封筒も、平成31年5月31日までは切手を貼らなくてもそのまま使うことができます。また、役場住民課窓口では、切手の要らない（料金受取人払郵便）封筒を無料で配布しています。

住所、氏名等に変更があった場合は、どうすればいいの？

 カードの追記欄に新たな住所や、氏名等を記載するなどの処理をする必要がありますので、異動届出の際は役場住民課窓口で通知カードまたはマイナンバーカードを忘れずにお持ちください。

マイナンバーカードの受け取りは、代理人でもいいの？

 原則、ご本人の来庁が必要です。15歳未満、成年被後見人の方は、その法定代理人もご同行ください。病気、身体障害等でご本人の来庁が困難な場合に限り、任意代理人による受け取りもできますが、別途必要書類等がありますので、あらかじめ役場住民課へご相談ください。

マイナンバーカードをなくしたら、個人情報や漏れたり、大事な情報を盗まれたりするの？

 カードには、税、年金、世帯情報等の重要な個人情報は記録されていません。また、カードICチップの利用には暗証番号が必要で、不正に情報を読み出そうとすると壊れるなど、さまざまな安全対策が講じられています。また、マイナンバーを使う手続きでは、本人確認を行うことが義務付けられていますので、マイナンバーだけで勝手に手続きをすることはできません。

マイナンバーカードの交付申請は、どんな方法があるの？

 郵送、パソコン、スマホ、まちなかの証明用写真機で申請できます。役場住民課ではオンライン申請のお手伝いをしています。お手持ちのスマホか、役場住民課窓口の無料タブレット端末で顔写真を自撮りすれば、そのままオンライン申請できます。

時間は1件30分程度です。

問合せ先 役場 住民課

これ1枚で
マイナンバーの確認書類と
公的な身分証明書になるよ

